

令和3年7月時点素案

鳥取市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月策定

鳥 取 市

目 次

1	基本的な事項	
	(1) 市の概況	1~3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3~22
	(3) 行財政の状況	23~27
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	28~29
	(5) 地域の持続的発展の基本目標	29
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	29
	(7) 計画期間	30
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	30
2	移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	
	(1) 現況と問題点	30
	(2) その対策	30~31
3	産業の振興	
	(1) 現況と問題点	31~32
	(2) その対策	32~33
	(3) 計画	34~35
	(4) 産業振興促進事項	35
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	35
4	地域における情報化	
	(1) 現況と問題点	35
	(2) その対策	35~36
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
5	交通通信体系の整備、交通手段の確保	
	(1) 現況と問題点	36~37
	(2) その対策	37~38
	(3) 計画	38~45
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
6	生活環境の整備	
	(1) 現況と問題点	45~46
	(2) その対策	46
	(3) 計画	47~48
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	(1) 現況と問題点	48~49

(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	49
(3) 計画	・ ・ ・ ・ ・	49~50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・ ・ ・ ・ ・	50
8 医療の確保		
(1) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	50
(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	50
(3) 計画	・ ・ ・ ・ ・	50~51
9 教育の振興		
(1) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	51
(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	52
(3) 計画	・ ・ ・ ・ ・	52~54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・ ・ ・ ・ ・	55
10 地域文化の振興等		
(1) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	55
(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	55
(3) 計画	・ ・ ・ ・ ・	55
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	・ ・ ・ ・ ・	56
11 集落の整備		
(1) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	56
(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	56
(3) 計画	・ ・ ・ ・ ・	56
12 再生可能エネルギーの利用の推進		
(1) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	57
(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	57
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		
(1) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	57
(2) その対策	・ ・ ・ ・ ・	57

1 基本的な事項

(1) 市の概況

① 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

鳥取市は鳥取県の東に位置し東西約 45km、南北約 30km、総面積 765.31 km²の都市であり、東は岩美町、兵庫県、西は湯梨浜町、三朝町、南は八頭町、智頭町、岡山県に接し、北は日本海に面している。

古くは因幡の国の中心都市として、江戸時代には鳥取藩池田家 32 万石の城下町として栄え、明治 22 年（1889 年）の市制施行以来、県都として、また山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化、教育の中心として発展してきた。明治 45 年の山陰線（京都～出雲）の全通により東西交通の要衝となり、昭和 28 年には、周辺 15 ヶ村との大合併を経て、10 万都市への発展の基礎が作られた。鳥取駅高架事業、鳥取駅前土地区画整理事業、鳥取新都市開発整備事業の完了や鳥取空港の開港、智頭線開通など、近代的な都市としての整備を着実に進めるとともに、電子・電気機器産業の先端技術型の企業等を積極的に誘致し、経済的な基盤を整えてきた。

一方、国内外の姉妹都市をはじめとする都市交流や各種の大型イベントの開催などを通じて、一地方都市にとどまらないさらなる飛躍をめざして前進している。

平成 16 年 11 月 1 日には、周辺の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町の 8 町村と市町村合併を行い、本市は人口 20 万余の山陰最大の都市となった。

また、本市は、日本一の大砂丘と湖山池、紺碧の日本海、全国にも稀な山城の鳥取城跡、久松山をはじめとする緑豊かな山々、清らかな流れの千代川、豊富な湯量の温泉など恵まれた自然環境と多くの歴史的資産を有するまちでもある。

このように歴史と文化を育みながら、山陰地方東部の中核都市として今後も歩み続けるためには、総合的・一体的な地域づくりや鳥取自動車道を活用した地域づくりを進めることが重要である。また、合併した旧市町村において認定されている鳥取市河原地域・用瀬地域・佐治地域・青谷地域の各過疎地域に対しての振興施策を強化して推進することも市政の重要課題の一つである。

河原地域、用瀬地域、佐治地域の主要アクセス手段は、JR 因美線、鳥取自動車道、市を南北に貫通する国道 53 号であり、河原地域は市の中心部から車で約 20 分、用瀬地域は車で約 30 分、佐治地域は車で約 40 分の位置にある。また、青谷地域の主要アクセス手段は JR 山陰線（青谷駅）、鳥取西道路、海岸部を東西に走る国道 9 号であり、市の中心部から車で約 40 分である。いずれの地域も市の中心部から離れており、冬季の凍結、積雪による交通渋滞が課題となっている。

河原地域の主要産業は農業、用瀬地域の主要産業は農業・林業であり、佐治地域では、農業・林業・和紙製造業、青谷地域では農業・漁業及び和紙製造業であり、3 地域の主要産業は似通っている。しかし、これらの産業では、兼業化と高齢化が進み、零細な経営規模と低い労働生産による職業的魅力の低さから後継者不足が深刻である。また商工業では、近年の経済状況の影響もあり、経営規模の縮小や合併が余儀なくされている。

② 市における過疎の状況（人口等の動向、過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等）

河原地域の人口は昭和 35 年の 11,187 人を、用瀬地域の人口は昭和 35 年の 6,143 人を、佐治地域の人口は昭和 35 年の 4,986 人、青谷地域の人口は昭和 35 年の 11,528 人をピークとして、年々減少を続けている。ピーク時から平成 27 年の人口を比較すると、河原地域で約 38%、用瀬地域で約 44%、佐治地域で約 62%、青谷地域で約 47%減少しており、人口減少に歯止めがかかっていない。また、過疎地域の若年者比率も年々低下しており、4 地域の合計の比率では、昭和 35 年には平均 19.7%であったものが平成 27 年には平均 10.5%に低下している。

このような過疎化の進行に対して、これまでの過疎地域自立促進計画を基に、ほ場整備や農

林道、漁港などの生産基盤の整備、幹線道路や生活道路の整備、さらに下水道整備や宅地造成といった生活環境の整備、保育所の統合、高齢者生活福祉センターの建設等の高齢化への対応など過疎対策を積極的に推進してきたところである。

加えて、移住定住の促進、人材養成、地域活動の活性化、子育て支援、国際交流など様々な取り組みも行ってきた。

その結果、過疎地域において生活に必要なインフラ整備は着実に進展するとともに、交通通信体系等も着実に整備されつつあり、都市部との格差は一定の改善が見られている。

しかしながら、依然として歯止めがかからない人口減少、若者の流出と少子化の進行、本格的な高齢社会の到来など直面する課題に対して、地域の特性を活かしつつ、地域の持続的発展につながる対策を講じることにより、地域活力の維持・向上を図ることが一層求められている。

また、社会情勢の変化に伴い、自然環境や生活のゆとり等、農山漁村地域の魅力が見直されてきていることから、過疎地域が保有する景観や伝統文化等を都市住民との共有財産として守り育て、それらを活かした交流施策などを積極的に展開することにより、過疎地域に対する期待に応えていくとともに過疎地域の活力を再生していくことが重要である。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、広域圏計画等における位置付け等に配慮した市の社会経済的発展の方向の概要

農山漁村地域から都市部への急激な人口の流出等により、第1次産業から第2次・第3次産業へ就業人口が急激に移行した。それらにより、基幹産業であった農業は、耕地面積や農業従事者の減少、農産物価格の低迷などにより、農業産出額の著しい低下をまねいている。また、漁業も漁港の立地条件に加え、魚価低迷などもあり後継者不足である。林業についても専門者は少なく後継者不足の状況である。

第1次産業に代わって誘致企業等による雇用の場が確保されてきたものの、市街地での就労が主であり、若年層を中心に市街地への定住が顕著となっている。製造業では、誘致企業と下請け企業の割合が大きく、経営規模が200人以下の中小零細企業が主である。

河原地域、用瀬地域、佐治地域は鳥取県東部圏域の南端、青谷地域は西端に位置し、市外からの玄関口であるとともに、特色ある自然的・歴史的・伝統的な資源を有する地域である。これらの条件を踏まえ、UJIターン者や若者が定住できる環境を整えつつ、地域に根ざした新しい特産品などの生産・営業活動の創造等による雇用の創出を図っていく。

また、豊かな自然とまちが共存する多彩な地域で、多様なライフスタイルをかなえることができ、安全で安心な暮らしの中で自信と誇り・夢と希望に満ちた生活を送ることのできる「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」をめざす。

④ 過疎地域持続的発展の基本的な方向

コロナ禍で大都市への集中によるリスクが露呈し、人々の意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じる中、過疎地域は、これまでのように都市部との格差是正に主眼を置いて都市部の後追的な施策を展開するのではなく、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な地域社会の実現を目指した取組が求められる。

また、過疎地域の人口動態や社会構造によって生じる問題は、我が国が直面する社会形態を先取りしている。今後、過疎地域の豊かな自然環境や安全な食糧供給拠点、農村景観、歴史・伝統文化といった公益的役割や価値を見直すことによって、過疎地域の資源を国民全体の財産として、次世代に引き継いでいくことが期待されている。

さらに、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の理念は、過疎対策の基本理念と軌を一にする。コロナ禍で、経済・社会・環境の深刻なトレードオフが生じる中、過疎地域で問題となっている人口減少や地域経済の縮小といったあらゆる地域課題への挑戦は、SDGsの達成にもつながるものである。

こうした認識のもと、過疎地域の持続的発展につながる取り組みを継続していくためにも、

市が地域住民と共に協働の理念のもと、若年者の流出や高齢化の進行等、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な物的・人的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要である。

このようなことから、市では、創意工夫のある施策を展開し、持続的発展に向けた取組を実施していくこととする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口の推移は、表1-1(1)及び(2)のとおりである。過疎地域における人口の総数の減少率を見てみると、昭和35年～昭和40年は7.8%、昭和40年～昭和45年は6.8%、昭和45年～昭和50年は5.5%、昭和50年～昭和55年は1.2%、昭和55年～昭和60年は1.2%、昭和60年～平成2年は2.6%、平成2年～平成7年は4.8%、平成7年～平成12年は4.9%、平成12年～平成17年は6.7%、平成17年～平成22年は7.6%、平成22年～27年は9.7%と、昭和35年をピークに鈍化の傾向にあったが近年にかけて減少率が拡大している。

より深刻なのは0歳から14歳までの子どもの減少であり、その結果が、過疎地域における若年者構成比が10.5%まで減少したことにつながる。

また、高齢者比率は、昭和35年の平均8.7%から平成27年には37.2%に上昇している。

産業別就業人口の推移は、表1-1(4)のとおりである。過疎地域における就業人口総数は、ほぼ一貫して減少し、昭和35年と平成27年を比べた場合、45.8%に減少している。産業別就業人口比率を見ると、昭和35年においては平均値で第1次産業58%、第2次産業19.2%、第3次産業22.9%であったものが、平成27年にはそれぞれ12.3%、27.2%、50.5%となっている。第2・3次産業に比べ生産性の低い第1次産業では、新規就労者の激減に加え兼業化の進行と離農が進んだ結果である。今後も就業者の高齢化と後継者不足などの影響によって農林水産業の比重はより低下するものと予想される。今後は、農林漁業生産と加工・販売の一体化など地域資源を活用した農林漁業の6次産業化により雇用と所得を確保し若者や子どもも定住できる社会の構築が検討される。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 若者定住施策の推進

農山漁村を若者の就業やスローライフの場として捉え、市域内外の若者やU J I ターン者を積極的に受け入れるための環境を整備することが重要である。

そのため、地場産業の育成、起業支援、大規模農業経営体の育成等を通じ就労の場の創出を図るとともに、交通網の整備によるアクセスの向上を図りながら、生活環境の整備を進める。また、婚活による出会いの場の提供やグリーンツーリズム・エコツーリズムの推進など、農山漁村への移住定住につながる事業を推進する。

さらに、女性の社会進出を支える環境整備と、子どもを生き育てやすく、子どもが健やかに育つ地域をつくるため実情に合った子育て支援を引き続き実施していく。

② 高齢社会対策の推進

令和2年9月30日現在の本市の高齢化率は、29.4%、過疎地域においては50%を超える地域もあり、高齢者対策が地域社会の大きな課題となっている。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、高齢者の社会参加の機会となるシルバー人材センターの運営や老人クラブ等の活動を支援するとともに、豊かな人生経験に基づく知識や技能を指導的立場で発揮できるような体制整備も含め生涯学習活動の推進を図る。

③ 交流人口拡大施策の推進

過疎地域である4地域は、岩礁、鳴り砂、田園、シイ林、ブナ・ミズナラ林、滝、溪谷、清流など自然の変化に富んだ環境と景観、伝統文化、また農林水産業、和紙製造業などの産業といった魅力と可能性を秘めた様々な資源に恵まれた地域である。また、社会情勢の変化に伴い、自然環境や生活のゆとり等、農山漁村地域の魅力が見直されており、定住化の促進に向けた受け皿としての役割も期待されている。

そのため、「河原城」「流しびなの館」、「さじアストロパーク」「あおや和紙工房」などの観光資源を核としながら、自然的資源の発掘、体験農林漁業、観光的漁業、農林水産加工品・工芸品等の特産品開発、その他交流事業の充実に努め、景観保全と自然を活かした通年滞在型の総合的な観光振興を推進していく。

また関係人口やワーケーションなど、多様な関わり方を通じた都市住民との交流機会の拡大により相互理解を深め、都市にはない田舎の魅力を知ってもらうことでリピーターを獲得し、将来的なU J I ターンへの誘導や都市住民との体験交流を持続的に展開していくことで、都市住民と連携した地域社会の活性化を目指すとともに、雇用機会の創出や起業化を図ることにより過疎地域の自立へとつなげていく。

④ 地域を担う人材の養成

21世紀の地域課題を解決するためには、市民と行政との協働体制の確立や市民の自主的なまちづくり活動等への参画が一層求められている。このため、市民のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、市民主導のコミュニティ活動やボランティア・NPO活動など市民自らが主体となって進める地域活動の活性化を促し、「市民が主役のまちづくり」を積極的に推進する。

また、地域のリーダーの存在と力量は、豊かな地域づくりを行うに当たって重要であり、市内の各種団体の連携を深めながら相互交流や研修を促進するとともに、国際化に対応できる人材育成に努める。

さらに、「鳥取市自治基本条例」を基に「協働のまちづくり」を展開し、「人を大切にすまちなち」の実現に向けて、地域を愛しふるさとを大切にすまちなちの心を持った人材を育成するなどの取り組みの推進に努める。

また、各地区に設立された「まちづくり協議会」に対して、引き続き様々な支援を行うとともに、地域経営等に関する情報提供に努める。

⑤ その他

ふるさとで生まれ育った優れた人材は、地域社会を支える次代の担い手となる。幼少期からの発達段階に応じて、安全・安心で快適な教育環境の中でいきいきと学び、ふるさとに対する理解を深める教育を推進する。また、地域資源を活かした多様な体験・交流活動の充実を通じて、子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、本市の目指す子ども像である「ふるさとを思い、志をもつ子」の育成に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

指標名	現状	目標	目標の説明
移住定住者数累計 (一部過疎地域)	319人 (R2年度末)	450人 (R7年度末)	R7年度末までに本市一部過疎地域に移住した人数の累計
日常生活環境の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	3.02ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「日常生活環境」11項目の指数の平均値(最大5P)
高齢者福祉関係の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	2.97ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「高齢者福祉」3項目の指数の平均値(最大5P)
観光・交流関係の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	2.58ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「観光・交流」2項目の指数の平均値(最大5P)
情報化関係の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	2.57ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「情報化」の指数(最大5P)
労働環境関係の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	2.19ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「労働環境」2項目の指数の平均値(最大5P)
地域社会関係の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	3.31ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「地域社会」4項目の指数の平均値(最大5P)
教育関係の市民満足度指数の平均値 (一部過疎地域)	2.94ポイント (R元年度)	向上 (R6年度)	当該年度実施の市民アンケート調査において、住みやすさに関する満足度指数のうち「教育関係」4項目の指数の平均値(最大5P)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、毎年度(市民満足度指数は令和6年度実施予定の市民アンケート調査の結果)実績を把握し公表するとともに、過疎地域の地域振興会議において報告を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成27年12月に策定した「鳥取市公共施設等総合管理計画」では、現在保有している公共施設等をこのまま維持していくと膨大な費用が掛かることが明らかになり、更新経費の削減目標を定めたところである。

鳥取県東部圏域の核となる本市においては、目標の範囲内において、これからの社会情勢にふさわしいコンパクトなまちづくりや、安全で安心な市民生活の実現につながる公共施設等の維持や充実を図るため、健全な財政運営と適切な公共施設等の維持管理・更新等に向けて取り組むこととしている。

そのため本計画においても、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行うことで、『多極ネットワーク型コンパクトシティ』の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成

(1) 現況と問題点

移住定住及びむらまち交流の推進

Uターンを希望される方や自然や子育て環境の充実した田舎でワークライフバランスのとれた生活を希望される方が増えている現状を踏まえ、市関係課、ハローワーク、宅地建物取引業協会、ふるさと鳥取県定住機構などと連携を取り、就業・生活・住宅等の情報提供機能や相談機能等を一本化した「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を平成18年9月1日に開設した。また、相談者に対しきめ細やかで継続的な対応を提供するため、平成18年12月1日から窓口専任相談員を配置した。

さらには、鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町の1市6町が連携し、主に東京や大阪で行われる移住相談会・セミナーでの合同出展やワーホリ企画等を展開することで、麒麟のまち圏域への移住促進を図っている。

窓口の開設以来、全国各地及び海外在住の幅広い世代の5,291世帯の方から移住の相談があり、このうち2,345世帯3,816人が本市へ移住している（令和3年3月末現在）。本市移住者のうち過疎地域では191世帯319人の移住となっている。

また、本市では都市と農村との交流を図るグリーンツーリズムを推進するため、11団体で構成される鳥取市グリーンツーリズム連絡会が設立されており、過疎地域では5団体が都市住民を受け入れている。

さらに、本市の過疎地域の宝（自然、景観、伝統行事、農林水産物、郷土料理等）を活用した市街地住民との交流、また、その伝承・振興などをむらとまちが共同で行う活動を推進する必要がある。

(2) その対策

移住定住及びむらまち交流の推進

過疎地域で暮らそうとする移住希望者のための住宅支援策と過疎地域の定住対策の一環とし

て、地域に点在する空き家の有効活用や定住促進のためのお試し住宅整備等を推進し、過疎地域における定住人口を増やす。

また、中山間地域の地域資源を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム、農村体験等を通じ、むらとまちの市民交流の推進や企業の地域貢献活動の促進を図る。

特に、教育旅行の需要が期待される農林漁業体験民宿を促進することにより、交流人口の増加に努める。

さらには、移住・定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」は、過疎地域における地域課題の解決や将来的な移住にもつながるものにとらえ、「関係人口」創出・拡大のために、受け入れプログラムの開発や潜在的関係人口の掘り起こしを行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

地域経済全体が厳しい状況が続いている中、過疎地域における産業の衰退が大きな課題となっている。農林水産業においては従事者の高齢化や担い手不足に伴い、生産量の減少が顕著であるとともに、商工業では、消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、経済のグローバル化等による不況のあおりを受け、厳しい状況が続いており、雇用環境も悪化している。

過疎地域を活性化していくためには、地域の特色ある地域資源を活用した農林水産物・製品のブランド化や観光産業の育成を図るなど、産業基盤（インフラ）を強化しながら産業振興を進め、雇用の創出や若者定住の促進を図っていくことが重要課題である。

① 農業

過疎地域は、兼業農家が多く耕地面積は小規模であるとともに、現在でも農道が狭小のうえ用排水分離がなされていない箇所もあるため、他作物への転作ができないなど問題点が多く整備が必要となっている。

農業は、他産業に比べ労働生産性が低いうえ過疎化の影響により、農家数、耕地面積とも減少傾向にある。また、兼業化が進行し農業労働力の弱体化、農地の荒廃や獣害など多くの問題が生じており、後継者の育成、確保が急務である。

農業の持続的な発展を図るには、認定農業者や集落営農組織の育成と、人・農地プランの話し合いや農地中間管理事業の活用、農地集積の推進による生産性の向上を図るとともに、地産地消や農産物のブランド化、6次産業化などの取り組みを進めることが必要である。

② 林業

森林の持つ機能は、国土の保全、水源かん養、温暖化防止、林産物の生産など多面的であり、これらの機能を通じて地域住民の生活と深く結びついている。

しかし、最近の林業を取り巻く情勢は厳しく、木材需要の低迷、林業経費等の上昇、林業労働者の高齢化等に起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、保育等が適切に実施されていない森林が増加している。

本市は総面積の約72%が山林であり、そのうち過疎地域は約35%を占めている。しかし、高齢化や後継者不足などから林業労働者は減少しているとともに、所有規模は小さく、機械化による省力化も進んでいない状況である。

今後とも、林業の担い手育成、作業道等の基盤整備を推進し間伐事業、放置竹林整備を支援し、適正な森林整備に努め、二酸化炭素吸収・水源かん養など森林が持っている公益的機能が発揮されるよう、また、間伐された木材が利用され、二酸化炭素の排出削減に貢献する低炭素社会の構築に努める必要がある。

③ 漁業

過疎地域の漁業は、青谷地域の夏泊、長和瀬両漁港を中心とした沿岸漁業である。

青谷地域では、漁業経営構造改善事業により沿岸整備や漁業集落環境整備を進めながら、漁業規模の大型化、効率化に努めている。また、沿岸漁場整備開発事業により漁礁を設置し、アワビ等の放流を行い、採る漁業から育てる漁業への転換を促進してきた。

しかし、漁獲量の減少、漁獲コストの増加、就業者の高齢化などにより、漁業所得は伸びず漁業経営は厳しい状況にあり、就業者の確保が課題となっている。

また、近年、消費者の水産物に対する要求はより高品質化かつ多様化し、新たな漁業のあり方が課題となっている。

④ 商工業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業の進出や、市内企業の設備投資の意欲は停滞傾向にある。一方で、首都圏の企業などにおいては、テレワーク等を活用した新たなビジネス形態を模索する動きや、地元企業においても事業再構築のための新たな投資も進んできている。

今後はコロナ収束後を見据えた企業の支援をすることで、地域内産業の活性化を促すことが求められる。また、テレワークの普及による企業の地方分散の動きを、過疎地域も含めて本市内へ取り入れるよう働きかける必要がある。

鳥取県東部の有効求人倍率は平成 27 年 7 月より 1.0 倍を超える状況が続いており、人手不足が続いている。今後は、正社員の雇用拡大や賃金水準の底上げ等を図っていくとともに、過疎地域においても、状況が改善していくよう努める必要がある。

伝統的な佐治地域及び青谷地域の因州和紙産業や河原地域の陶磁器産業等でも、新たな商品開発の動きが見られるものの大きな成果として現れていない状況であり、今後の生産活動においても厳しい状況が予想される。

商業においては、郊外型の大型ショッピングセンターへの購買力の流出が顕著であり、特に過疎地域の家電製品、衣類、食料品販売店などは深刻な打撃を受けている。

今後は、起業の促進、地域内消費を促進する仕組みづくりが必要である。

⑤ 観光

昨今の観光客の旅行形態は、団体旅行から家族旅行や小グループ旅行に移行し、観光客のニーズも従来の名所、旧跡などを訪ねる形態から、地域の祭、観光イベントへの参加を目的とした形態へと変化している。そのため、過疎地域においては、豊かな自然環境や美しい景観を背景に都市生活では享受できない安らぎ空間や景観を提供できる環境へ整備していく必要がある。

特に、合併によって広がった市域には、魅力ある観光資源がたくさんあり、それらの観光資源の磨き上げや掘り起しによって、独自の体験型観光メニューや周遊ルートの造成を行い、「鳥取」の地域ブランドを全国に向けて発信することが重要である。また、鳥取自動車道や山陰道・鳥取西道路の開通を踏まえ戦略的な観光振興策を展開し、今後も継続した交流人口の拡大や地域の活性化につなげていく必要がある。

(2) その対策

過疎地域の産業振興を図るためには、地域内における経済循環やネットワークの活性化を一層図りながら、地産地消の推進や地元事業者支援の充実に取り組むとともに、特産品や伝統工芸品の高付加価値化・ブランド化の推進、後継者・人材育成確保、ICTを活用した戦略的な情報発信などによる販路拡大・開拓などの取り組みを強化する。

また、少子高齢化、介護、福祉、環境問題等の地域課題をビジネスの手法で解決していくソーシャル・コミュニティ（地域社会貢献）ビジネスの推進を図り、地域産業の活性化や雇用の創造に取り組むなど、地域独自の特色ある産業の振興を図る。

① 農業

地域に適合した農業基盤の整備や高性能機械の導入を含めた農業近代化施設の整備などにより、効率的な生産単位の育成と団地化、低コスト化、省力化を図る。また、次代の地域農業を担う新規就農者を確保・育成するための必要な支援を行う。さらに、農業委員を通じた担い手

へのあっせん・仲介活動により、耕作放棄地の解消を図るとともにイノシシやシカなどの被害防止対策を図る。

また、農道及び用排水路の整備の推進により、農地の荒廃を防止し、近代化施設整備と併せて、高収入、高付加価値型の農業を育成する。さらに、本市の特産である梨、野菜、畜産など農業全般において地産地消やブランド化を促進し農業所得の向上を図る。

② 林業

森林所有者、森林組合、市が一体となり、計画的に間伐、保育等の森林整備を積極的に進めながら、高性能機械の計画的導入、森林巡視制度の充実などを行うことにより生産性の向上や重労働作業の軽減を図りつつ就労の確保を図る。

基盤となる作業路網については、現在整備中の森林基幹道の早期完成と、この森林基幹道を幹線とする路網の整備を促進する。また、椎茸の生産量が年々減少傾向にあるので、椎茸の原木生産を進め、原木の安定確保を行うなど特用林産物の生産拡大を促進する。

③ 漁業

過疎地域のうち漁港のある青谷地域では、機能保全事業基本計画により更新コストの平準化・縮減を行い施設の長寿命化を図っており、漁船の大型化、近代化を進めるほか、漁業環境の整備、漁礁設置による回遊魚の滞留促進、稚魚、稚貝の放流による栽培漁業を進め、漁獲高の安定化や漁業経営の合理化を進める。また、漁業者研修費用を支援することで後継者、新規就労者等の確保に努める。

④ 商工業

コロナ収束後の事業再構築や業績回復、労働生産性の向上に向けた積極的な設備投資を支援し、地域経済の活性化を図る。また、ワーケーションやオフィス移転などの動きが進むことが見込まれるため、本市内への企業進出の流れを取り込むよう県外企業などに対する支援を強化する。

工業においては、雇用の促進を図るため本市へ進出した企業への就労の促進や、地域内にある空き工場や空き事務所への企業誘致を促すとともに、既存企業の育成を図る。また、佐治地域、青谷地域の特産品である因州和紙や河原地域の陶磁器等を活かした新しい起業に対して積極的に支援する。

商業においては、商工会等と連携・協力しながら、商店の経営の継続に向けた支援などを行い、地域の事業者の下支えをするとともに、買い物困難者への支援にも努めていく。安全・安心な暮らしの確保や地域活性化に資するソーシャル・コミュニティビジネスなどの起業を支援する。

また、鳥取自動車道の全線開通や山陰自動車道の完成により流通圏域が拡大されることから、本市における新規事業者の参入や県外企業の進出などへの支援を強化し、高速道路網を活かした地域経済の活性化を図る。

⑤ 観光

「河原城」「流しびなの館」、「かみんぐさじ」、「山王谷キャンプ場」、「あおや和紙工房」、「青谷上寺地遺跡展示館」等の観光拠点の整備・充実を図るとともに、カヌー水辺公園、海水浴場、自然公園等を活かした観光振興を行う。

また、これらの施設や資源を活用した広域的な周遊ルートを設定するとともに、観光情報の一体的・効果的な情報発信や他の産業との連携を図りながら、一層魅力ある滞在型の観光地として交流人口の増大をめざす。

河原地域の「霊石山」、「三滝溪」、用瀬地域の「用瀬山系（用瀬アルプス）」、「赤波川溪谷おう穴群」、佐治地域の「山王滝周辺」、青谷地域の「鳴り砂」、「長尾岬」などの観光資源については、観光ニーズにあった体験型の観光地として活用を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(3) 経営近代化施設		
	農業	用瀬町美成地区用水樋門改修工事	市

【青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(2) 漁港施設	夏泊漁港機能保全事業 ・③物揚場エプロン打換 W=3.8m, L=13.3m ・航路泊地初期浚渫（一式）及びサンドポケット浚渫（一式）	市
	(8) 観光又はレクリエーション	国史跡青谷上寺地遺跡整備 A=153,428 m ²	県
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	あおや和紙工房企画展運営委託	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	河原町中央公園法面測量設計業務	市
		道の駅清流茶屋かわはらアーケード設置	市

【用瀬・佐治・青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	中山間地域魅力ある民泊推進事業	市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	輝く中山間地域創出事業	市

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	製造の事業、情報サービス等、農林水産物等販売業(法第 30 条に規定する農林水産物等販売業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。)	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

上記の取組は、公共建築物の計画的・効率的な維持管理並びにコストの平準化・抑制に寄与するものである。また、今後も継続して安全・安心をはじめとする適切なサービスを提供していくという点からも鳥取市公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

市民の利便性、快適性の向上を図るとともに、地域の振興、地域間の格差是正を行うため、ICTの便益を最大限活用した地域づくりを進めている。また、鳥取地域と新市域との格差是正を図り情報を共有するとともに、双方向で高速・大容量のデータ通信ができる環境を整えるため、情報通信基盤であるCATV網のHFC（基幹ネットワークに光ファイバーを用い、利用者家屋への引き込みに同軸ケーブルを用いるケーブルテレビ技術）での整備に取り組んできたが、整備から15年ほど経過しており老朽化やコロナ禍における住民のテレワーク需要や政府のGIGAスクール構想といった超高速情報通信網への対応が懸念されている。今後は、CATV網の超高速ブロードバンド化及び光ファイバー化として、FTTH（光ファイバーを利用者家屋まで敷設する）への更改を行う必要がある。さらに、市民がICTの恩恵を受けるためのアプリケーションや仕組みの構築が急がれる。

(2) その対策

鳥取市高度無線環境整備工事により令和3年度末までに本市における光ファイバー未整備地域（過疎地域を含む）を中心にCATV網のFTTH化を行う。なお、光ファイバー未整備地域以外においても年次計画によるCATV網のFTTH化を進めていく。それらの超高速情報通信網を活用し、行政情報等の市民生活に密着した情報提供を行うとともに、福祉・保健・医

療、防災などに利用できるICT環境整備を進めていく。

また、情報化を支える人材を育成するため、情報機器の操作技術やソフト活用技術などの研修会を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
3 情報化	(1) 電気通信施設等情報化施設		
	有線テレビジョン放送施設	超高速情報通信基盤整備事業	市
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域内情報伝達設備支援事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

上記の取組は、公共建築物の計画的・効率的な維持管理並びにコストの平準化・抑制に寄与するものである。また、今後も継続して安全・安心をはじめとする適切なサービスを提供していくという点からも鳥取市公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

5 交通通信体系の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 幹線道路

本市の主要幹線国道は、海岸部を東西に走る国道9号、中国山地を貫き兵庫県に通じる国道29号、山陽地方と通じる国道53号である。

また、高速道路ネットワークでは、鳥取自動車道が平成24年度に、また山陰道鳥取西道路が令和元年度に全線開通し、人と物の交流の活発化、それに伴う地域経済の活性化など、様々なストック効果が現れている。また、市内で唯一のミッシングリンクである山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間の事業化に向けて手続きが進められており、高速道路ネットワークの拡大による鳥取市全域の一体的な発展が期待されている。

一方、過疎地域集落の連絡網として県道、市道も年次的に改良を重ねた結果、利便性は高まったが、依然一部の区域では未改良区間を残している。

とりわけ過疎地域の市道は、幅員が狭小な路線が多く、過疎地域全体の舗装率も約83%であり、日常生活路線として、また家庭から県道、国道への連結路線としてその整備状況は十分とはいえない現状である。

② 農道

農道については県営事業による広域農道の整備促進を中心に、生産・集出荷の効率化はもと

より、多面的な効果を果たす道路としての改良整備が求められている。

③ 林道

林道は、林業の基盤となるものであり、現在整備中の森林基幹道の早期完成と、この森林基幹道を幹線とする林業用路網を整備し、林業経営の振興を図る必要がある。

④ 交通ネットワーク

本市の交通ネットワークは、東西及び南部に延びる鉄道路線と、鳥取駅から放射状に延びるバス路線を骨格として形成されており、都市間輸送の役目を果たすとともに、多くの市民の生活を支える重要な生活インフラとなっている。

交通ネットワークの中心的な役割を果たしている鉄道や路線バスは、自家用車に過度に依存した生活スタイルの拡大により利用は大幅に減少し、加えて、運転者の高齢化、担い手不足が深刻化しているため、運行の維持が困難となっている。このため、本市は交通事業者に対する財政支援や様々な利用促進対策に努めているが、とりわけ過疎地域においては利用の増加や運行収益の改善が見込まれないため、路線の廃止や減便が続いている。

一方、過疎地域を中心に少子高齢化が加速的に進展しており、車を運転できない高齢者等が増加する中で、こうした交通弱者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための新たな交通ネットワークの構築が課題となっている。

⑤ 地域間交流

国内交流については、北海道釧路市、兵庫県姫路市、山口県岩国市、福島県郡山市と姉妹都市交流を行っている。このうち過疎地域においては、青谷地域が大阪府池田市と小学生のスポーツ交流やイベントへの参加、特産品の販売などを通じて交流を行っている。

国際交流については、姉妹都市である韓国清州市とドイツハーナウ市などとの交流を行っている。今後は、官民が連携しながら交流の拡大・深化を図る必要がある。

(2) その対策

① 幹線道路

市外からの集客や交流を図るとともに、地域内の交流を一層促進するためには、広域的な高速道路をはじめとする幹線道路の整備が重要であり、鳥取自動車道及び山陰自動車道の安全確保のための暫定2車線の早期解消や、山陰近畿自動車道の早期整備・早期事業化に向けた取り組みを関係機関と連携し進める。

また、それらのアクセス道や地域を結ぶ県道の整備促進や市民の生活に密着した生活路線である市道についても計画的に推進する。

(河原地域)

一般県道本鹿高福線及び杣小屋曳田線の早期改良をはじめ各路線の整備促進を要望する。

(用瀬地域)

国道53号の早期改良をはじめ各路線の整備促進を要望する。

(佐治地域)

地域の幹線道路である国道482号の整備促進を要望する。また、一般県道小河内加茂線をはじめ各路線の整備促進を要望する。

(青谷地域)

一般県道依原青谷線・一般県道青谷停車場井手線等の適切な維持管理をはじめ各路線の整備促進を要望する。

② 農道

農産物の生産や流通に重要な役割を果たす基幹農道については重点的に補修改良を行い、より効率的な農業を可能にする生産基盤を確保する。

③ 林道

林道は、大規模林業圏域開発林道若桜・江府線、森林基幹道竈山線や桑原河内線などの森林基幹道を主軸に普通林道及び作業道の開設改良を行い路網の整備を進める。

④ 交通ネットワーク

交通事業者や地域住民と連携し、効率的な運行を図るための路線再編に取り組むとともに、交通空白地域やバス路線等の廃止や減便が行われる地域に対し乗合タクシーや交通空白地有償運送などを導入するなどし、様々な交通手段を組み合わせながら地域の実情に合った利便性の高い交通ネットワークを構築していく。

⑤ 地域間交流

国内交流については、姉妹都市である釧路市、姫路市、岩国市、郡山市との間で観光・文化・スポーツ・教育などの幅広い分野での交流事業を推進する。

国際交流については、姉妹都市である韓国清州市、ドイツハーナウ市との間で官民が連携しながら経済や文化など幅広い分野での交流事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道	橋りょう	金屋 10 号線(金屋橋) 橋梁補修 橋長 93.01m, 全幅員 4.22m	市
			古用瀬家奥 5 号線(古用瀬橋) 橋梁補修 橋長 21.0m, 全幅員 5.0m	市
			下古用瀬 1 号線(三角橋) 橋梁補修 橋長 89.0m, 全幅員 5.0m	市
			下古用瀬別府線(中河原橋) 橋梁補修 橋長 14.0m, 全幅員 4.0m	市
			赤波 10 号線(中橋) 橋梁補修 橋長 19.0m, 全幅員 5.0m	市
			用瀬 3 号線(無名橋 0059 号-2) 橋梁補修 橋長 8.0m, 全幅員 3.0m	市
			別府 11 号線(別府橋) 橋梁補修 橋長 35.0m, 全幅員 4.0m	市
			山口 4 号線(無名橋 0156 号-5) 橋梁補修 橋長 6.0m, 全幅員 4.0m	市
			屋住段 1 号線(段橋) 橋梁補修 橋長 14.0m, 全幅員 4.0m	市

		屋住小畑 1 号線(小畑橋) 橋梁補修 橋長 19.0m, 全幅員 5.0m	市
		江波 1 号線(一の谷橋) 橋梁補修 橋長 12.0m, 全幅員 4.0m	市
		工業団地線(日の出橋) 橋梁補修 橋長 51.0m, 全幅員 8.0m	市
		用瀬別府線(中橋) 橋梁撤去 橋長 88.0m, 全幅員 3.0m	市
		用瀬 3 号線(無名橋 0059 号-1) 橋梁補修 橋長 2.0m, 全幅員 2.0m	市
		古用瀬川中線(無名橋 0107 号-1) 橋梁補修 橋長 3.7m, 全幅員 5.1m	市
		岡 1 号線(青滑橋) 橋梁補修 橋長 26.85m, 全幅員 6.2m	市
(3) 林道	森林環境保全整備事業(山村強靱化林道整備事業) 森林基幹道(籠山線) 整備事業 道路工 L=600m W=4.0m	県	

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	南岸線 現道拡幅 L=1572m	市
			津野線 現道拡幅 L=1200m	市
			ホウニン線 法面保護 L=40m	市
			川奥線 落石防護 L=30m、法面工 L=15m	市
			佐治用瀬線 崩落法面整形 L=30m	市
			中ノ谷線 床板橋整備 L=5.0m	市
			谷川線 法面保護 L=70m	市

	橋りょう	刈地森坪線(刈地橋) 橋梁補修 橋長 43.3m, 全幅員 6.12m	市
		川奥線(猿渡橋) 橋梁補修 橋長 25.5m, 全幅員 4.7m	市
		旅行村線(旅行村橋) 橋梁補修 橋長 13.0m, 全幅員 4.0m	市
		余戸線(第二余戸橋) 橋梁補修 橋長 8.0m, 全幅員 4.0m	市
		谷川西谷線(谷川橋) 橋梁補修 橋長 8.0m, 全幅員 3.0m	市
		中村中線(沢橋) 橋梁補修 橋長 10.0m, 全幅員 5.0m	市
		下加瀬木線(河合谷橋) 橋梁補修 橋長 3.0m, 全幅員 3.3m	市
		下加瀬木線(河合谷橋) 橋梁補修 橋長 3.0m, 全幅員 0.8m	市
		佐治中央線(ヒッポウ谷橋) 橋梁補修 橋長 4.2m, 全幅員 1.5m	市
		佐治中央線(尾続谷橋) 橋梁補修 橋長 3.0m, 全幅員 8.0m	市
		下大井線(下大井橋) 橋梁補修 橋長 38.4m, 全幅員 4.8m	市
小原線(和増谷橋) 橋梁補修 橋長 25.0m, 全幅員 5.0m	市		
(6) 自動車等			
	自動車	交通空白地有償運送車両購入支援事業	市
(9) 過疎地域持続的発展特別事業		ふるさと体験活動支援事業	市

【青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための	(1) 市町村道		

交通手段の確保	道路	中町東町赤尾谷線外 側溝修繕 L=940m	市	
		亀尻山田線 側溝修繕 L=1,230m	市	
	道路	奥崎早牛線 舗装補修 L=1000m	市	
		露谷本線 歩道拡幅 L=560m	市	
		下善田露谷線外 現道拡幅 L=450m	市	
		堂ヶ谷線 落石防護 L=120m	市	
		早牛勝部線 落石防護 L=60m	市	
		奥崎会下線 側溝修繕 L=250m	市	
		亀尻山田線 舗装修繕 L=110m	市	
		赤尾谷本線 路肩修繕 L=100m	市	
		橋りょう	田口線(堂田橋) 橋梁補修 橋長 26.1m, 全幅員 4.2m	市
			長尾坂線(長尾坂橋) 橋梁補修 橋長 48.0m 全幅員 8.0m	市
	駅前吉川線(丸山橋) 橋梁補修 橋長 40.0m 全幅員 5.0m		市	
	亀尻川積絹見線(川積橋) 橋梁補修 橋長 36.0m 全幅員 5.0m		市	
	白髪山仏教寺線(河原橋) 橋梁補修 橋長 24.0m 全幅員 5.0m		市	
	長和瀬絹見線(前田橋) 橋梁補修 橋長 7.0m 全幅員 5.0m		市	
	亀尻山田線(亀尻橋) 橋梁補修 橋長 16.0m 全幅員 4.0m		市	
	河原飯里線(日置橋) 橋梁補修 橋長 22.0m 全幅員 5.0m		市	

			経塚穴畑線(上今西橋) 橋梁補修 橋長 15.0m 全幅員 5.0m	市
			大坪蔵内線(立岩橋) 橋梁補修 橋長 27.0m 全幅員 5.0m	市
			亀尻北河原線(北河原橋) 橋梁補修 橋長 36.0m 全幅員 5.0m	市
			坂口鍛冶屋谷線(竹ヶ鼻橋) 橋梁補修 橋長 29.0m 全幅員 4.0m	市
			雲明西村内線線(宮前橋) 橋梁補修 橋長 29.0m 全幅員 5.0m	市
			鳴滝前田線(鳴滝前田橋) 橋梁補修 橋長 3.5m 全幅員 2.9m	市
			相屋神社線(相屋橋) 橋梁補修 橋長 3.8m 全幅員 1.9m	市
			岸ノ上線(岸の上橋) 橋梁補修 橋長 2.3m 全幅員 1.2m	市
			西町井手線(瀬崎橋) 橋梁補修 橋長 5.0m 全幅員 4.6m	市
	(3) 林道		森林環境保全整備事業(山村強靱化林道整備事業) 森林基幹道(桑原河内線) 整備事業 道路工 L=1,464m W=4.0m	県
	(6) 自動車等			
		自動車	市有償バス車両購入事業	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道			
		道路	高津原線 法面保護 L=80m	市
			渡天神原線 現道拡幅 L=87m	市
			農免農道山上津無線① 補強土壁 L=50m	市

			農免農道山上津無線② かご枠 L=55m	市
	橋りょう		山手釜口線(あゆみ橋) 橋梁補修 橋長 15.0m 全幅員 3.0m	市
			河原谷一木線(荒岩橋) 橋梁補修 橋長 8.00m 全幅員 3.0m	市
			稲常德吉線(片山橋) 橋梁補修 橋長 192.00m 全幅員 5.0m	市
			小河内新田線(段床橋) 橋梁補修 橋長 19.00m 全幅員 6.0m	市
			河原下長瀬線(岡前橋) 橋梁補修 橋長 8.00m 全幅員 4.0m	市
			役場前大井手線(鮎見自歩道橋橋) 橋梁補修 橋長 26.00m 全幅員 3.0m	市
			鮎見橋線(鮎見橋) 橋梁補修 橋長 31.00m 全幅員 5.0m	市
			徳吉片山線(新今在家橋) 橋梁補修 橋長 194.00m 全幅員 2.0m	市
			曳田引野線(砂田橋) 橋梁補修 橋長 43.00m 全幅員 3.0m	市
			西山線(西山橋) 橋梁補修 橋長 19.00m 全幅員 4.0m	市
			大月線(大月橋) 橋梁補修 橋長 7.00m 全幅員 3.0m	市
			小畑前田線(前田橋) 橋梁補修 橋長 19.00m 全幅員 4.0m	市
			北村川北線(川北橋) 橋梁補修 橋長 36.00m 全幅員 4.0m	市
			北村落河内線(桜谷橋) 橋梁補修 橋長 6.00m 全幅員 4.0m	市
			小河内本角線(蔭平橋) 橋梁補修 橋長 13.00m 全幅員 4.0m	市
			中井線(中井橋・アーチ橋部) 橋梁補修 橋長 28.00m 全幅員 4.0m	市
			中井線(中井橋・鋼桁橋部) 橋梁補修 橋長 24.00m 全幅員 4.0m	市

			曳田中学校線(曳田中学校前橋) 橋梁補修 橋長 3.90m 全幅員 3.6m	市
			釜口三谷船岡線(無名橋 2138B) 橋梁補修 橋長 3.50m 全幅員 11.0m	市
			袋河原神戸線(出晴橋) 橋梁補修 橋長 2.00m 全幅員 4.0m	市
			稲常越路線(稲恒 1 号橋) 橋梁補修 橋長 6.00m 全幅員 6.5m	市
			六日市村中線(西土居橋) 橋梁補修 橋長 2.10m 全幅員 3.8m	市
			釜口船岡線(志保谷橋) 橋梁補修 橋長 4.80m 全幅員 3.0m	市
			中井山上線(折谷橋) 橋梁補修 橋長 2.00m 全幅員 4.6m	市
			山上小倉線(神林橋) 橋梁補修 橋長 4.30m 全幅員 4.7m	市
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業	乗合タクシー運行事業	市

【用瀬・佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(1) 市町村道		
	道路	屋住佐治線 落石防護 L=60m	市

【佐治・河原・用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	交通空白地有償運送支援事業	市

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
4 交通施設の整備、 日常的な移動のた めの交通手段の確 保	(1) 市町			
		その他	道路台帳修正業務	市
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業		市有償運送事業	市
			地方バス路線維持対策事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

インフラの管理においては、アセットマネジメントの観点から、量ではなく質のコントロールを重点的に行うこととし、施設の長寿命化や省インフラ等による更新費用の抑制を主とした取り組みを進めていく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

本市は、用瀬地域に7事業、佐治地域に12事業、青谷地域に6事業あった簡易水道事業を、平成29年4月1日に上水道事業へ統合した。

簡易水道事業であった地域では、多くの施設の老朽化が進み、また、集落や地区単位で施設を設置していることが多いため、施設規模が小さく、位置も点在していることから。そのため、効率的な経営を行うことが困難である難しい。

② 下水処理施設

下水道普及率は、令和元年度で河原地域は97.6%、用瀬地域は93.4%、佐治地域は95.4%、青谷地域は97.6%であり、各地域とも概ね整備が完了している。今後、整備地域においては、立地条件に合ったより経済的で効率的な改築更新や統廃合事業による対応が必要となる。また、快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、水洗化の普及啓発を積極的に取り組む必要がある。

③ 廃棄物処理施設

可燃ごみは本市の直営施設である神谷清掃工場で行っている。鳥取県東部広域行政管理組合が本市河原町山手地内に建設中の新可燃物処理施設「リンピアいなば」が、令和4年4月1日から受け入れ開始予定である。旧施設から新施設への確実な焼却機能の移転と、県東部

における広域処理を実現する。また、不燃ごみについては、鳥取県東部広域行政管理組合の環境クリーンセンターにおいて、再資源化と最終処分を行っている。引き続き地球環境に配慮した循環型社会の形成を推進する必要がある。

④ 火葬場

鳥取県東部広域行政管理組合の共同処理事務により、「因幡霊場」において広域的に運営している。

⑤ 消防施設

常備消防については、東部広域行政管理組合が所管し、非常備消防については各地域の消防団がその役割を担っている。また、各地域の自主防災会においては、地域防災力強化の一助を担っている。過疎地域においては、集落内はもとより集落と集落を結ぶ道路事情及び消防水利が悪く、消防車等の到着の遅れによる延焼の危険性が高い状態にある。

⑥ 公営住宅

過疎地域の公営住宅は、河原地域で 55 戸、用瀬地域で 31 戸、佐治地域で 12 戸、青谷地域で 174 戸を整備している。

団地の改修に当たっては、公共下水道事業に伴う住環境整備と併せ、高齢者や障がいのある人に配慮した構造・設備を有する住宅とする必要がある。また、若者の流出も地域の大きな課題となっており、定住促進を図るための住宅の整備をする必要がある。

⑦ 墓地

過疎地域の墓地は、各集落に集団又は個人有で所有・管理しているものが多い。

(2) その対策

① 水道施設

簡易水道であった地域では、老朽化が進んでいる施設が多いため、計画的な施設の整備と統合を進め、維持管理の充実・強化、安全な飲料水の安定供給を図るとともに、維持管理費の削減に取り組む。

② 下水処理施設

公共下水道、農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業あるいは合併処理浄化槽設置整備事業など、地域の要望と制度に即応した下水道の整備を推進していく。

また、整備済区域内の水洗化を促進するため、排水設備指定業者の登録啓発を図るとともに、市の融資制度の利用を促進する。

③ 廃棄物処理施設

ごみ処理等廃棄物処理については、リサイクルや環境に配慮したごみの減量化に引き続き努め、適切な対策を講じる。新可燃物処理施設の広域処理体制の確立に並行し、可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬ルートと各処理施設への収集曜日別搬入量等を総合的に解析し、現状から更なる合理化と必要経費の見直しを検討する。

④ 火葬場

引き続き、自然環境との調和を図りながら、適切な管理運営に努めていく。

⑤ 消防施設

地域の消防力を高め、初期消火の充実を図るため、消防ポンプ自動車や小型動力消防ポンプ等を整備するとともに、防火水槽、消火栓の消防水利施設の充実を計画的に行う。また、市民への防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織の育成強化、防災訓練の実施に努める。

⑥ 公営住宅

耐用年限が近づいている団地については、市民の需要の把握や下水道整備事業等の各公共事業との調整を図りながら、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー化や若者の定住促進を図った改修等を推進する。

⑦ 墓地

市営墓地の適正な管理を行うほか、市民の墓地造成に対する適正な指導を行う。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
		上水道	地域水道整備事業 (用瀬地域) 送配排水管 L=5, 100m ほか (佐治地域) 送配排水管 L=2, 210m ほか (青谷地域) 送配水管 L=1, 920m ほか	市水道局

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(5) 消防施設		消防ポンプ自動車格納庫整備事業	市

【青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(8) その他		浸水想定区域図作成業務（青谷、河原、福部）	市

【用瀬・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体

5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車購入事業(3台)	市
-----------	----------	------------------	---

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設		
		ごみ処理施設	敷地面積：約 42,000 m ² 焼却工場棟：1 棟
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	地域防災力強化事業	市
		地域コミュニティ除雪活動支援事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共建築物は、ライフラインとしての役割が強いインフラと比べ、施設の複合化による多機能化の検討や、統廃合による総量縮減などを行う余地があり、鳥取市公共施設再配置基本計画に基づき再配置の取り組みを進めていく。

インフラの管理においては、アセットマネジメントの観点から、量ではなく質のコントロールを重点的に行うこととし、施設の長寿命化や省インフラ等による更新費用の抑制を主とした取り組みを進めていく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者の福祉

平成 12 年 4 月に介護保険制度が導入され、多岐にわたる介護保険サービスが利用者の選択により総合的に利用できることとなった。さらに、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を地域包括ケア計画と位置づけ、医療や介護、介護予防、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいる。

また、郊外への大型店舗の進出や居住人口の低下による地域の店舗の閉店、高齢化により買い物に出かけることができないなどにより、高齢者の買い物困難地域が生じており、地域住民の安全・安心な生活を確保する必要性が生じている。

② 障がい者の福祉

高齢化の進行や社会情勢の急激な変化によるストレス等により、障がいのある方が増加するとともに、障がいの特性により必要とするニーズも多様化しており、これらに対応した環境の整備が必要となっている。

そのためには、障がいのある方やその家族のニーズを的確にとらえ、福祉、医療、教育、雇用等の幅広い関係者と連携を強化し、施策の実施に努めることが重要である。

③ 児童福祉

本市においても過疎地域の出生数の低下は急速に進行し、保育所入所者数は年々減少している。また、女性の社会参加や保護者の就労形態の多様化などにより子どもの生活基盤である家庭や地域社会も大きく変容している。

こうした現状において入所児童数の減少に対応し、地域の将来を担う豊かな人材の育成を行うため、保育所の統合や改築を行うことに加え、特別保育など多様な保護者のニーズに応じたきめ細やかな保育、子育て支援センター事業などを実施している。

引き続き、児童の健全な育成、安全確保の観点から保育所・図書館・広場・児童遊園等、児童福祉関連施設の整備充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

① 高齢者の福祉

「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、住み慣れた家や地域で安心して暮らせるよう、医師会や介護サービス事業者、地域包括支援センターなどの関係機関が連携し、在宅医療や介護サービスが切れ目なく受けられる体制づくりを進める。

認知症の早期診断・早期対応の体制を構築するとともに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人の支援体制強化に取り組む。

また、認知症対応型共同生活介護等認知症高齢者に配慮した介護サービスの充実を図る。

一人暮らし高齢者など、在宅生活を続けていくための日常的生活支援を必要とする高齢者に対しては、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、NPO、ボランティア、民間企業等の様々な事業主体による支援体制を作り上げる。

また、高齢者自身も、見守り、声掛け、安否確認、簡単な家事支援などの地域の生活支援の担い手として活動し、介護予防に繋げていく仕組みを構築する。

買い物困難地域の解消のための移動販売などの実施により、地域住民の安全・安心な生活の確保に努める。

本市の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図り、認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難となった高齢者の判断能力を補い、その人の生命財産を擁護する。

② 障がい者の福祉

「鳥取市障がい福祉計画・第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、相談支援事業の充実強化と経済的自立への支援等を重点施策として取組みを推進する。

③ 児童福祉

少子化による入所児童数の減少、女性の社会参加や保護者の就労形態の多様化などによる保育需要の高まりや、ゆとりのある保育、多様化する保育ニーズに対応するため、地域での保育支援等を検討し、様々な保育事業の一層の強化に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
-----------	----------	------	------

6 子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	用瀬地区保健センター空調給湯設備更新事業	市
--------------------------------	-------------------------	----------------------	---

【用瀬・佐治・青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	買い物福祉サービス支援事業	市

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共建築物は、ライフラインとしての役割が強いインフラと比べ、施設の複合化による多機能化の検討や、統廃合による総量縮減などを行う余地があり、鳥取市公共施設再配置基本計画に基づき再配置の取り組みを進めていく。

8 医療の確保

（１）現況と問題点

高齢化や人口減少が著しい過疎地域においては、医療体制の確保は最も重要な課題の一つである。平成元年に佐治地域で国保診療所が整備されたことにより、無医地区は解消されているものの、医療・福祉・介護など住民が必要とするサービスの多様化に対応した、安心して生活することのできる環境の整備が求められている。

また、本市においては、住み慣れた地域で、いつまでも健康に暮らすための仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築を進めており、治療・入院などの医療サービスの提供をはじめ、介護や生活支援サービスの提供とあわせた総合的な体制の整備を、医療機関と地域の関係する団体や住民が連携を図りながら取り組むことが求められている。

（２）その対策

過疎地域の医療を確保するため、佐治町国民健康保健診療所の運営をはじめ、地域の医療機関等と行政とが連携し、医療、保健、福祉等の総合的な連携ネットワークを構築する。

また、保健センター等で実施する各種の健康相談や指導、検診など地維持住民の健康管理を継続し、市民一人ひとりが生涯にわたって、健康づくりや疫病予防、介護予防に関心を持ち続け、それぞれのライフステージにおいて主体的に健康寿命の延伸に向けて取り組めるよう支援する。

（３）計画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設		
	診療所	佐治診療所医療機器等導入事業	市

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

豊かで活力ある社会を構築するためには、地域を理解し人間性豊かな心を培い、さらに少子高齢社会・人口減少社会や急速に変化する国際化、高度情報化社会に対応できる児童・生徒の育成を図るとともに、すべての市民が自らの意思により学習する生涯学習社会を形成することが重要である。

① 学校教育

進行する少子化や人口の流動化に対応し、児童・生徒にとってより良い教育環境を整備するため、全市域を対象とした学校配置と通学区の見直しについて検討を進めている。

特に過疎地域においては、児童・生徒の減少が顕著であり、青谷地域では小学校を統合し、用瀬地域、佐治地域において中学校を統合したところである。

また、ICTの飛躍的な進展や、少子・高齢化及び国際化の進行に伴い、これらに対応できる能力を培う教育環境の整備や地域に根ざした幅広い教育へ取り組む体制づくりが必要である。

そのため、学校施設や情報機器をはじめ安全で快適に学習できる教育環境を整備する必要がある。また、児童・生徒の健康を保持するため安全でおいしい学校給食の提供を行い、より充実を図る必要がある。

② 生涯学習及び生涯スポーツ

参画と協働のまちづくりを進める中で、生涯学習活動は、地域課題の掘り起こしや課題解決力を養うといった地域づくりにつながる学習を主軸としている。例えば、佐治地域では学習活動を通じて地域の自治力を育てることを目的として、学習と地域活動の拠点となるコミュニティセンターの運営を地域組織が担う試みに着手している。

一方、生涯スポーツでは「市民総スポーツ」を目標に掲げ、地区で企画される体育活動に対する事業費の助成や、小学校のみであった学校施設開放事業を中学校施設まで拡充しスポーツ環境を整えている。今後過疎化の進展に伴い人口減少や高齢化による、スポーツ人口の減少が危惧されており、どのようにして生涯スポーツを維持していくのが課題となる。

③ 集会施設等

地域の風土や伝統を踏まえ、地域らしさを発揮した魅力ある地域づくりを進めるためには、コミュニティづくりは重要な課題である。そのため、生涯学習や市民のコミュニティ活動の拠点である地区公民館や集会施設を順次整備するとともに、地域住民の自主的な活動の促進を図

ってきた。

引き続き、コミュニティ活動の充実を図るため、また、過疎地域の豊かな自然環境や美しい景観を生かした生涯学習推進体制の充実をはかるため、集会施設等の整備を計画的に行う必要がある。

(2) その対策

① 学校教育

児童・生徒数の推移等の長期的な見通しを踏まえ佐治小学校で小規模のデメリットを解消し、特色ある学校づくりを推進するため、小規模転入制度を導入した。今後もさらに教育水準や教育効果の向上を図るため、特色のある学校づくりやICT・外国語・環境等多様な教育を推進する。

また、地域に根ざした教育活動を推進するため、学校・家庭・地域が連携して地域学習（産業・文化・自然等）や世代間の交流を取り入れ、幅広い内容の情報提供や人材活用の支援を継続して進める。

児童・生徒が、安全で快適な学校生活を過ごすため、校舎の耐震性の向上や大規模改修、余裕教室の転用等を進め、教育環境の改善を図る。

さらに、学校給食センター設備、ランチルームの改善をするとともに、地産地消を進めながら安全で栄養のバランスがとれた給食サービスに努める。

② 生涯学習及び生涯スポーツ

生涯学習活動を一層推進するため、社会情勢や学習ニーズに対応した講座を開設するとともに、学びの成果を活用した人づくりやつながりづくりにつなげ、持続可能な地域づくりの推進に努める。佐治地域では令和3年度より生涯学習拠点施設となるコミュニティセンター（地区公民館との複合施設）の管理運営を地域組織が担い、住民主体での地域づくりを進めている。このような自主的取り組みを先進事例としてほかの地域への波及に努めていく。

生涯スポーツでは、鳥取市体育協会や地区体育会、総合型地域スポーツクラブといった団体が開催する地域スポーツ大会を支援することで、年齢や性別にかかわらず幅広い層のスポーツ参加を推進していく。また、スポーツ経験者のみではなく、初心者でも楽しむことが出来るニュースポーツ（レクリエーション等）を推進し、地域住民の体力増進や健康寿命の延伸に取り組んでいく。

③ 集会施設等

生涯学習やコミュニティ活動の一層の充実を図るため、地区公民館や「さじアストロパーク」をはじめとする社会教育施設の改修や設備更新、廃校となった小学校校舎の改修によるコミュニティ施設等としての利活用、集会所の整備に対する助成の実施、また、これらの施設を利用した教育プログラム開発や設備の充実を図るとともに、市民の一層の参加を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【用瀬地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等		

		その他	鳥取市歴史民俗資料館（用瀬）改修事業	市
--	--	-----	--------------------	---

【佐治地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等			
		その他	鳥取市歴史民俗資料館（佐治）改修事業	市
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業		ふるさと体験活動支援事業	市
			さじアストロパーク望遠鏡点検整備事業	市
			さじアストロパーク企画イベント等事業（ソフト）	市

【青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
		ア 統合関連施設		
		校舎	青谷中学校校舎改修事業	市
	(3) 集会施設、体育施設等			
		体育施設	日置体育館 LED 照明交換業務	市
			青谷町トレーニングセンター屋根改修事業	市
		その他	あおや郷土館空調機改修（コロナ対策）	市

【河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等		
	公民館	散岐地区公民館改修事業	市
	その他	鳥取市歴史民俗資料館（河原）改修事業	市

【佐治・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(5) その他	複式学級対策事業	市

【用瀬・佐治・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設		
	ア 統合関連施設		
	その他	市立小学校小型除雪機整備	市

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	遠距離等通学費補助金	市

	(5) その他	小学校・中学校における少人数学級実施事業	県
--	---------	----------------------	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共建築物は、ライフラインとしての役割が強いインフラと比べ、施設の複合化による多機能化の検討や、統廃合による総量縮減などを行う余地があり、鳥取市公共施設再配置基本計画に基づき再配置の取り組みを進めていく。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では多くの文化芸術団体や文化芸術活動者、伝統文化の保存団体が活動を行っている。一方で少子・高齢化の進行などにより、文化芸術団体の構成員や伝統文化の保存団体が減少しており、新たな担い手の発掘・育成、活動や鑑賞のための環境整備が必要となっている。

河原地域の「七草粥・鳥追い」、用瀬地域の「ひな流し」、佐治地域の「佐治谷ばなし」、青谷地域の「因幡の菖蒲綱引き」等地域に根づいた風習を活かしながら、地域の活性化や文化資源を活用したまちづくりを推進してきた。

各集落に引き継がれている伝統芸能の保存・伝承に努めることが大切であるが、過疎化の進行に伴って後継者の育成などが今後の課題となっている。

また、青谷地域では、青谷上寺地遺跡の発掘を期に埋蔵文化財の保護活動に対する機運が次第に高まっており、遺跡の保存活用について市民と共に検討していく必要がある。

(2) その対策

文化芸術のまちづくりや伝統文化を継承していくうえで欠かせない担い手の発掘・育成、保存団体などの活動に対する支援を行い、保存・継承に努める。

自然、歴史、民俗的文化財の保護への市民の理解を深めるため、探訪講座等を開催するとともに、各種書籍の編さんに取り組むなど啓発活動に努める。

また、国史跡青谷上寺地遺跡については、地域と連携し、史跡の保全管理と「保存管理計画・整備活用基本計画」に沿って円滑で効率的な事業実施の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

【青谷地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
-----------	----------	------	------

9 地域文化の振興等	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	あおや郷土館イベント推進	市
------------	-------------------	--------------	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共建築物は、ライフラインとしての役割が強いインフラと比べ、施設の複合化による多機能化の検討や、統廃合による総量縮減などを行う余地があり、鳥取市公共施設再配置基本計画に基づき再配置の取り組みを進めていく。

1 1 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎地域には、地域的共同関係に基づく基礎集落が、河原地域で 44 集落、用瀬地域で 30 集落、佐治地域で 27 集落、青谷地域では 42 集落形成されている。住みよい快適な地域づくりを進めるためには、地域住民の主体的な参加と連帯意識のもとに、市民に最も身近な基礎集落の生活環境や交通・通信施設を整備することが必要である。また、若年労働力の流出等により高齢者世帯の増加や後継者不足による労働力の高齢化も進むなど過疎化による問題は確実に進行しており、若者等の定住化の促進を図るための必要な生活基盤の充実が求められている。

(2) その対策

街路灯・防犯灯の整備、子どもの遊び場やお年寄りの憩いの場を確保するとともに、学校教育、社会教育など市民活動の場としての余暇関連施設・教育施設の整備、伝統文化保存伝承のための施設等の整備を推進する。

また、過疎地域の市民自らが行う集落維持・活性化計画の作成や活性化計画に基づく事業を支援する。

さらに、地域の課題解決や活性化に向けた施策の研究活動の取り組みを強化する。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

【用瀬・佐治・青谷・河原地域】

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
-----------	----------	------	------

10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域振興会議	市
----------	-------------------	--------	---

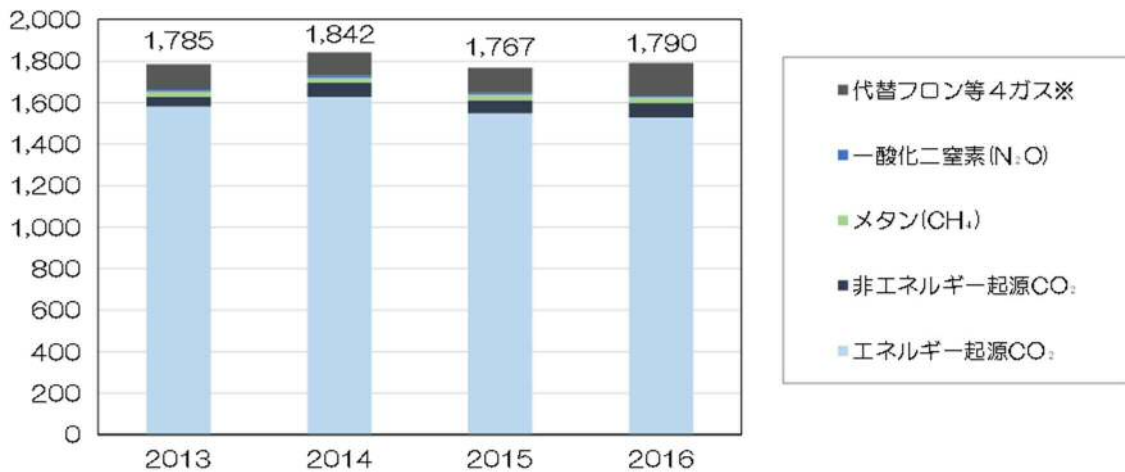
1 2 脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現

(1) 現況と問題点

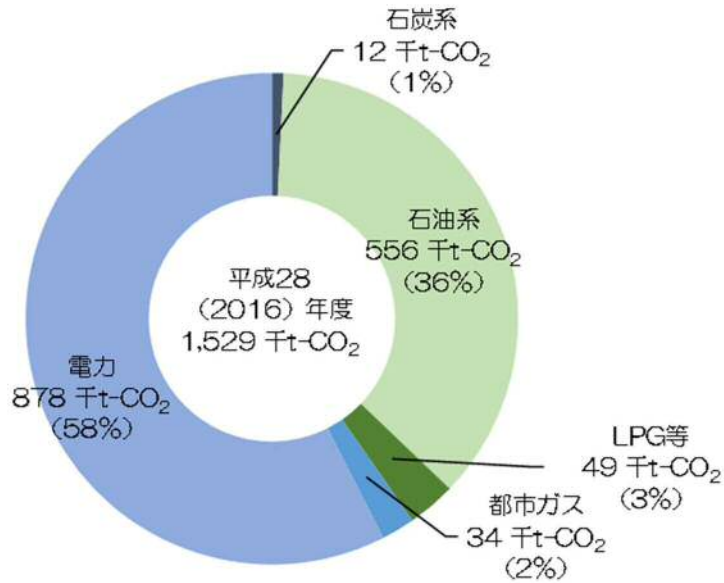
本市の平成 28（2016）年度における温室効果ガス排出量は 1,790 千 t-CO₂ となり、平成 25（2013）年度比で約 0.3%の増加となっている。エネルギー起源 CO₂ が全体の 85%と大部分を占めており、この排出量を抑制することが、全体の温室効果ガス排出量を削減するうえで重要となる。なお、エネルギー起源 CO₂ の構成を見ると、電力消費に伴う排出量と、ガソリンや灯油等の石油系の燃料由来の排出量の割合が非常に高いものとなっている。

■鳥取市における温室効果ガス排出量（ガス別）

[千t-CO₂]

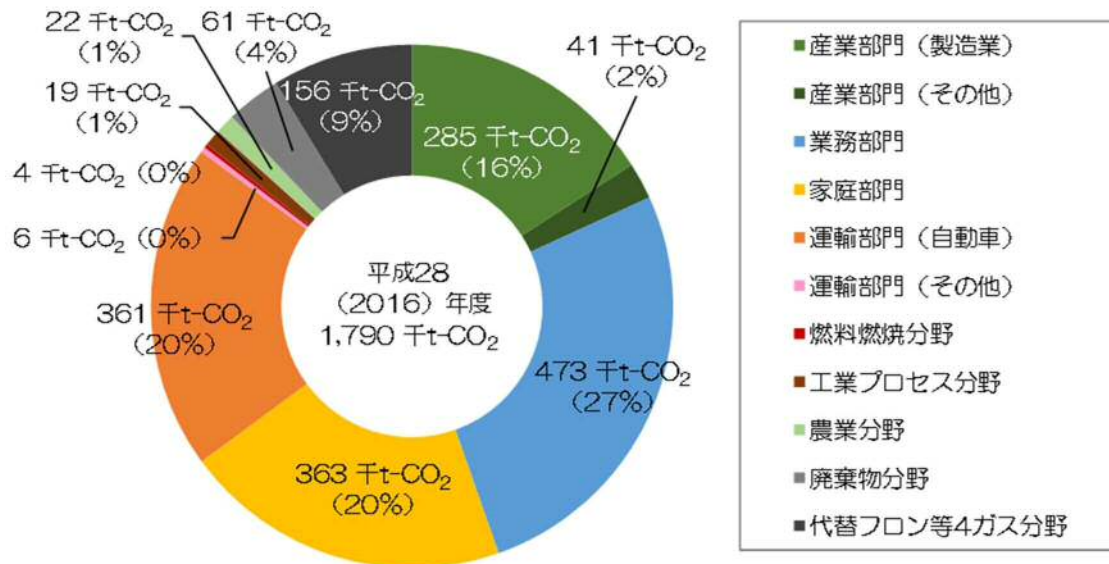


■エネルギー起源 CO₂ 排出量の構成



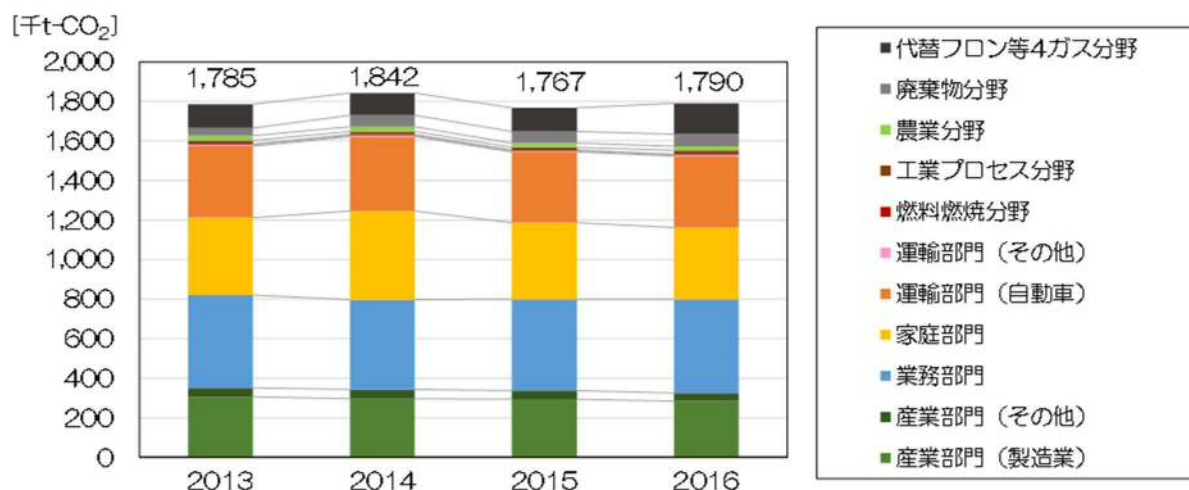
温室効果ガス排出量を部門別に見ると、業務部門が全体の27%、次いで運輸部門（自動車）が20%、家庭部門が20%の順となっており、住宅やビル等建物におけるエネルギー消費や、自動車由来の排出量が特に大きくなっている。本市は電力消費に伴うCO₂排出量の割合が大きく、業務部門や家庭部門がCO₂排出量の半数程度を占めるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入による電源の低炭素化や、断熱化・高効率設備の導入といった建物における省エネの取組を推進する必要がある。また、市民の移動手段は自家用車が中心であり、自動車由来のCO₂排出量を減らす取組も重要である。

■部門別温室効果ガス排出量の構成



排出量は近年横ばいの状況にある。再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率化をより一層推し進め、市民、事業者、市が一体となって温室効果ガス排出量削減に向けて取り組むことが必要である。

■鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別）



■鳥取市における温室効果ガス排出量（部門別内訳）

単位：千t-CO₂

年度		2013	2014	2015	2016
エネルギー起源CO ₂	産業部門（製造業）	306	297	293	285
	産業部門（その他）	45	47	45	41
	業務部門	469	454	462	473
	家庭部門	391	447	387	363
	運輸部門（自動車）	362	376	357	361
	運輸部門（その他）	7	6	6	6
	小計	1,580	1,627	1,550	1,529
非エネルギー起源CO ₂ 及びその他ガス	燃料燃焼分野	4	4	4	4
	工業プロセス分野	18	16	13	19
	農業分野	24	24	22	22
	廃棄物分野	38	59	58	61
	代替フロン等4ガス分野	121	113	120	156
小計	205	215	217	262	
合計	1,785	1,842	1,767	1,790	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

（2）その対策

二酸化炭素排出量の長期的な大幅削減に向けて、まずは今後 10 年間で着実に温室効果ガス排出量を削減していく必要がある。

本市が令和 3 年 3 月に策定した「第 3 期鳥取市環境基本計画」では、本市の排出特性に応じた削減対策に積極的に取り組むことを目指しており、長期的な大幅削減を見据えた水準の削減目標として、「令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を、平成 25（2013）年度比で 35%削減する」と設定している。

この目標達成に向けて、次の施策に取り組んでいく。

① 再生可能エネルギーなどの利用促進

■市民・事業者・市が所有する施設において、太陽光発電システム等の発電設備の設置促進や導入検討等を行うことで、環境に配慮した再生可能エネルギーの利用を促進する。

■太陽光発電や水力発電等の再生可能エネルギーの開発を促進するため、地域新電力事業者等とも連携を図りながら、今後成長が見込まれる環境ビジネスの振興・創出支援等を行う。

② 省エネルギーの推進

- セミナーやイベントの開催、ホームページ等による情報発信、普及啓発活動等により、市民・事業者の省エネ活動を促進する。
 - 環境にやさしい移動手段の導入・普及を進めるほか、新たな地域の公共交通網についても構築を検討する。
- ③ 脱炭素なまちづくりの推進
- 中心市街地と地域生活拠点とを公共交通ネットワークで効率良く結ぶ、持続可能な多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた必要な施策に取り組む。
 - 公共交通の維持・確保を図るとともに、関係機関や交通事業者、地域等との連携により持続可能な利便性の高い交通ネットワークの構築を目指すほか、低公害バス等環境にやさしい省エネ交通システムの普及も推進していく。
 - 地球温暖化防止、自然環境の創出等を目的として、適切な植林の管理や公園等の芝生化の推進、森林づくりへの参画等、市民・事業者・市の協働により二酸化炭素の吸収源となる緑地の量を増やしていく。
 - 化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組とあわせて行う堆肥の施用、カバークロップ(緑肥)を作付けする取組等、土壌中に有機炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献する環境保全型農業を推進する。
- ④ 気候変動の影響に対する適応策の推進
- 気候変動により大きく影響を受ける農林水産業の生産基盤を安定的に整備するため、最新技術を用いた「スマート農業」の導入や農地・農業用施設等の計画的な維持・改修等を実施し、維持保全を図っていく。
 - これまで経験したことのない豪雨の頻発等により多大な影響を受ける河川の改修等、治水事業や土砂災害対策、浸水対策等の取組を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。
 - 鳥取市熱中症対策方針に基づいて熱中症の予防法の普及啓発に取り組み、熱中症警報や暑さ指数等の情報提供を行うなど、熱中症対策を推進する。
 - 気候変動に伴う気温上昇等により、感染症を媒介する蚊等の節足動物の分布可能域が変化し、節足動物媒介性感染症のリスクを増加することが懸念されることから、蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策の普及啓発を行い、感染症発生の予防とまん延の防止に取り組む。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化が進行する状況の中、地域コミュニティ活動や地域経済活動及び就労、高齢者福祉、教育文化などの諸課題に的確に対応することが求められている。そのためにも、かけがえのない郷土の自然・文化と先人の技術を継承しながら、地域の持続的発展を図るために、地域を支える「人づくり」が重要となっている。

今後、住みよい地域社会を形成するためには、市民との協働の取り組みを進めることで、多くの市民が地域の課題に主体的に関わり、地域の連帯感を醸成し、自治意識の向上を図ること、また、各地区「まちづくり協議会」の活発な活動展開により地域コミュニティの活性化・地域力の向上を図ることが重要である。

また、行政においては、厳しい財政状況の中、市民ニーズを把握しながら市民満足度の向上に努めるとともに、地域の格差が生まれないよう行政サービスの維持向上を図ることが必要である。

(2) その対策

子どもから高齢者まであらゆる世代が活躍し、地域の自立を促進するためには、地域を支える「人づくり」を行いながら、コミュニティ活動の充実や市民と行政との協働を図っていく必要がある。そのため、各地区「まちづくり協議会」が中心となって展開する諸活動を強力に支援するとともに、その活動を通して、コミュニティリーダーを発掘・育成できるよう積極的にサポートしていく。

また、「鳥取市市民活動の推進に関する条例」をもとに、市民活動やNPO活動等を促進し、活気のある過疎地域の形成を推進する。

行政においては、市民意向を踏まえ、行財政改革を積極的に進めながら、「選択と集中」のもと地域課題の解消に向けての各施策を推進していく。

用語解説

◆SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。（⇒P2掲載）

◆トレードオフ

何かを得ると別の何かを失う、相容れない関係のこと。一得一失。（⇒P2掲載）

◆スローライフ

生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩行型社会をめざす生活様式。モノの命を大切に使い、食し、人や自然からの恩恵に感謝し、四季の移ろいを感じながら暮らす生活のこと。（⇒P28掲載）

◆UJIターン

Uターン、Iターン、Jターンの総称で、大都市圏から地方に移住すること。

Uターン・・・地方から進学や就職などで都市に移住した人が、再び生まれ育った地域に戻る

こと
Jターン・・・進学や就職で地方から都市に移住した後、生まれ育った地域に近い地方都市に移住すること。

Iターン・・・都市部に生まれ育った人が、地方に移住すること（⇒P28掲載）

◆グリーンツーリズム

都市生活者が自然豊かな農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。（⇒P28掲載）

◆エコツーリズム

生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅の仕方。（⇒P28掲載）

◆地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう地域内で助け合う体制のこと。（⇒P28掲載）

◆関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「観光人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを表す言葉。（⇒P28掲載）

◆ワーケーション

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワーク（リモートワーク）を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

（⇒P28掲載）

◆ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。（⇒P33掲載）

◆超高速ブロードバンド

高速・大容量のインターネット接続サービス（ブロードバンド）のうち、データ受信速度が30Mビット/秒以上を超えるもの。（⇒P33掲載）

◆光ファイバー

離れた場所に光を伝える伝送路のことをいう。ファイバーとは英語で繊維という意味で、このことから光学繊維とも呼ばれる。（⇒P33掲載）

◆難視聴地域

人口の希薄な離島や、山間部で付近に送信所がない、もしくはその地域の地理的状況の影響により、地上波放送が見られない条件にあることを指す。（⇒P33掲載）

◆ミッシングリンク

生物の進化過程を連なる鎖として見た時に、連続性が欠けた部分（間隙）を指す。
(⇒P34 掲載)